

高松市告示第540号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、令和8年度新型コロナウイルス感染症予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、公告します。

令和8年10月1日

高松市長 大 西 秀 人

1 予防接種の種類

- (1) 新型コロナウイルス感染症

2 対象者

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 予防接種を行う期間及び実施場所

- (1) 期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 実施場所
別紙のとおり

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 自己負担金

- 1 (1) の予防接種 4,600円

6 自己負担金免除対象者

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

- (2) 令和 8 年度の市町村民税が非課税である世帯に属する者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者